

新入職員用

共済会の給付事業 医療費、観戦、鑑賞、 施設利用等の補助内容の紹介

京都民医連共済会連絡会では、各種給付事業を行っています。詳しくは事業所の担当者が共済会事務局までお問い合わせ下さい。（申請用紙は各事業所にあります）

■ 医療費見舞金 ～入職後に支払った医療費の一部負担金の補助

<会員分>

健康保険により受診し、一部負担金として支払った額（私費分は除く）の1ヶ月の申請の月間医療費総額から500円を控除したものを給付対象額とし、給付率を給付対象額の85%とする。

$$\text{給付額} = (\text{〔月間医療費総額〕} - 500\text{円}) \times 0.85$$

<健診>健診補助制度 年間補助の上限-1会員3,000円

申請の添付書類（領収証）は、原本（コピー不可）となります。



<家族分>

★家族の医療費見舞金に関しては予め家族の登録が必要です。

<家族登録について>

家族登録用紙は、各事業所より配布されますので、家族名と必要事項を記入し、最寄りの共済会担当窓口へ提出ください。

家族登録の登録条件は、定款規程集の事業規程第1章の第5条、第4章給付事業の23条、24条により規定されていますので必読をお願いします。また、家族登録申請の無い方は、家族の医療費申請をされても、支給扱い出来かねますので、ご了承ください。

①家族登録を申請した日から給付の対象となります。また、登録家族の変更（所得、同居の有無等）が生じた場合は速やかに最寄りの共済会担当者に申し出てください。

②登録できる家族の条件とは、血族2親等・姻族1親等以内・同居しかつ生計を一にしている非課税です。

対象医療機関＝全ての医療機関・限度＝登録家族全員に対して年間50,000円（上限）

給付額は、会員と同じ、給付率で計算します。

$$\text{給付額} = (\text{〔家族の月間医療費合計額〕} - 500\text{円}) \times 0.85$$

申請有効期間は申請当月を含む6ヶ月。6ヶ月をすぎたものは無効となります。

お子さんの支払った医療費の合計が1ヶ月に1500円を超えた場合は、まず、子育て支援医療費助成制度を申請し、その後、従前どおり共済会の医療費見舞金を申請するようにご協力をお願いします。

申請の添付書類（領収証）は、原本（コピー不可）となります。



■文化鑑賞・スポーツ観戦・施設利用補助

＜半券補助＞映画・演劇・美術・音楽等の鑑賞券及び各種スポーツ観戦、施設利用の補助。半券精算方式で年間10,000円を限度として補助します。1チケットに対して20%。10,000円を超えるチケットでも2,000円まで。申請有効期間は医療費同様、当月を含む6ヶ月間です。6ヶ月をすぎたものは無効となります。

また、申請時添付する書類（半券）につきましては、現物のみ（コピー不可）となります。電子チケットにもとづく申請は、最寄りの共済会担当窓口へ提出ください。



文化厚生事業の半券申請についてお願い

申請は以下の要件を満たすようお願いいたします。

- ①所定の用紙に添付してください。
- ②半券申請は金額の表示された半券を必ず添付してください。
- ③半券発行がされない場合は必ず領収書をもらって添付してください。
- ④半券に金額表示されていない場合は金額を証明する資料を必ず添付してください。
- ⑤申請内容に疑義がある場合は、返却する場合があります。

■新入職員のみなさんへ

4月、5月の申請分は、システムの都合上、6月給付となります。また、登録家族のうち今年の4月に小・中学校に入学されるお子さんがおられる場合は、班の共済会担当者までご連絡ください。入学祝い金の給付についても6月給付となります。

■「京都子育て支援医療費助成制度」の活用をお願いいたします。

（京都府は、3歳～15歳の通院月額負担金を1ヶ月の負担を軽減）

通院の場合、3歳から中学校卒業までの子供、医療費の自己負担額の1ヶ月（複数の医療機関にかかった場合は合算）の上限は、1500円で、超えた額については申請により払戻しの支給を受けることができます。

3歳以上、中学校卒業前までのお子さんの共済会医療費見舞金の給付は、支払った医療費の合計が1ヶ月に1500円を超えた場合、給付対象額は1500円となります。

3歳以上中学校卒業前のお子さんの支払った医療費の合計が1ヶ月に1500円を超えた場合は、まず、各自治体の「子育て支援医療費助成制度」を申請し、その後共済会の医療費見舞金を申請するようにご協力をお願いいたします。



